

論文審査の結果の要旨

氏名：菅 原 遼

博士の専攻分野の名称：博士（工学）

論文題名：水辺の社会実験から見た水辺の市民開放施策に関する研究

審査委員：（主査） 教授 畔 柳 昭 雄

（副査） 教授 桜 井 慎 一 法政大学大学院教授 上 山 肇

都市化の進展に伴い、都市の水辺は緑と同様に都市の快適性を高めるための環境要因として必要不可欠なものとして認識されてきた。そのため、身近な水辺における環境整備が進められてきている。

一方、都市部に残存する河川・運河の水辺では、各種の規制緩和が図られることで、民間事業者の営利活動が可能となり、水辺空間の賑わい創出を意図した取り組みが進展している。こうした事業を後押しする行政側の取り組みとして、国土交通省では「河川敷地占用許可準則の特例措置(2004年)」、東京都港湾局では「運河ルネサンス事業(2005年)」をそれぞれ実施してきている。こうした各種の取り組みは今後の水辺の活用に向けた「水辺の社会実験」として展開されており、都市の水辺を市民・住民の要望に応じて開放していくための方策が模索されている。

本論文では全国各地で実施されてきている水辺の社会実験の実態調査を実施展開することで、全国における河川・運河の取り組みを収集し、各々の比較検討分析を通して、水辺の市民開放に向けた空間整備と体制構築のあり方を検討している。また、都市部の水辺においては、従来明らかにされてこなかった人々の水辺との係わり方について、市民的、地縁の立場の差異により三段階の親水圏域に区分されることを明らかにし、それに基づき水辺の市民開放に向けた要件整理の重要性を指摘している。

本論は全体を通して6章から構成されており、各章の概要は以下の通りである。

第1章 序論：ここでは論文テーマとしての“水辺の社会実験から見た水辺の市民開放施策”を検討するに至った研究の背景として、都市の水辺の人間との係わりの系譜を踏まえ、水辺空間の活用に向けた制度的変遷等を捉えることにより研究の位置づけを整理している。次いで、建築学、土木工学、都市計画学、造園学、環境情報学などの既往の審査付論文50編余りを精査することで“水辺の社会実験の事業評価に関する研究”“水辺を媒介とした地域社会形成に関する研究”“公共空間活用に向けた連携体制構築に関する研究”の3つの研究視点を整理し、本研究の目的の明確化を図っている。また、水辺においても社会圏域の存在することを見出し、水辺と人々の係わり方から、都市部の水辺と人々の間には段階的な係わり方としての社会圏域(親水圏域)が存在することを捉え、これを「親水社会圏」と概念定義することで水辺の市民開放に向けた取り組みを図る上での考え方を示唆している。

第2章 水辺の市民開放に向けた規制緩和の動向：ここでは水辺に先駆けて実施されてきた道路、都市公園、河川、運河等の公共空間の活用に向けた規制緩和措置に着目することで、これまでの行政資料や既往研究に基づく文献資料調査を行うことで、各種公共空間に関する規制緩和措置の仕組みを整理している。次いで、運河や河川における既往の水辺の社会実験を対象とした規制緩和措置に基づく事業の経緯や緩和要件として、河川では国土交通省による「河川敷地占用許可準則の特例措置」を、運河では東京都港湾局による「運河ルネサンス事業」を取り上げることで、事業の仕組みを把握することにより、水辺の社会実験の事例分析を行うための基礎的情報の整理を行っている。

第3章 河川の社会実験からみた河川区域の利用実態：ここでは河川で社会実験が実施されてきている全国19都市を対象に、文献調査や現地調査、管理者及び事業者に対するインタビュー形式の調査を実施することで、河川区域の利用状況を把握し、各事例に見られる空間構成や事業スキーム及び実施体制による組織・団体ごとの役割を捉え、事例間の横断的な比較検討により、河川の社会実験の事業評価を行っている。河川の実験を事業内容別に整理した19都市24事例に関して、空間構成、機能用途、立地性から見た河川区域の利用状況を把握している。また、事例における空間構成の比較検討を通じて、空間構成パターンや河川区域の幅員と設置施設の関係性について検討し、特に飲食施設に見る営業形態と水との係わり方の特徴を捉えている。さらに、主に「管理者-協議会-事業者」で構成されている事業スキームに関しては、占用主体の担い手や占用形態と事業スキームの関係性を6タイプに別けて検討している。河川の社会実験は、都市部から郊外までの多様な河川を対象にして実施されて

おり、都市部の河川では主に商業的利用、郊外の河川では河川空間を生かしたレクリエーション利用や農業利用など、空間の規模形状など場所性を活かした展開が図られている実情を捉えている。こうした地域特性を反映した事業展開が行われることで、都市部では事業場所が限定的な河川空間において施設(媒体)を導入することにより、都市環境における安らぎや潤いなど親水性を享受できる場を確保し、河川空間の賑わい創出や水辺と市街地の一体化を促進していることを捉えている。また、地域内の連携体制構築は、多様な主体が係わる河川利用において、「行政-市民」間の連携を促進させるための仲介的役割として、協議会や事業者協議会等の地縁的な繋がりによる「中間的組織」の存在が重要であることを詳細に捉え構図化を図っている。

第4章 運河の社会実験からみた運河の利用実態：ここでは東京都臨海部の5地区を対象に、文献調査や現地調査、管理者及び協議会に対するインタビュー調査を実施することで、運河の利用実態を把握し、利用状況及び実施体制の観点から事例間の比較検討を行い、組織・団体間の運河利用に対する係わり方の差異を捉えている。その結果、運河の社会実験では、地区毎に事業構造や実施状況は異なるものの、運河の空間構造や周辺環境を考慮した独自の水辺づくりを展開していることが分かり、実施体制については、地域主体による事業実施を推進している中で、協議会が事業主体となる体制づくりのため地域内の連携が図られておらず、継続的な事業実施が困難な地区も見られた。また、東京都では運河整備や事業の活動原資の確保に対する行政支援は行っておらず、事業者の継続的な事業実施に向けた運営基盤は必ずしも整っていない状況が捉えられた。一方、運河の社会実験では、水辺利用を媒介とした地域内の地縁的な繋がりだけではなく、テーマ型組織による水辺利用・管理への参加や地元企業等の地縁型組織の係わり方も見出された。その結果、運河の社会実験では、運河ルネサンス協議会が直接的に事業を推進する「協議会主体型」の実施体制のため、事業実施における関係者間の意見調整や申請手続き、施設の利用・管理運営、新規事業者参入のための仕組みづくりを担う「地域のコーディネーター」は存在せず、今後は地区毎の運河ルネサンス協議会が中心となり地域内をコーディネートする「地域主導-行政参加型」の実施体制に移行していく必要があることを捉えている。

第5章 親水社会圏の構築：ここでは水辺の社会実験を通じて「親水社会圏」の概念の実証・検討を行っている。都市部の水辺と人間の係わり方においては段階性が見られ、最も身近な一次親水圏から高次の三次親水圏まであり、水辺との地縁的な係わり方による水辺利用を展開している自治会・商店会・地元企業等の「地縁型組織」による一次親水圏と、NPO 団体や市民団体、大学等の水辺との地縁的な繋がり薄いものの、水辺利用に関するテーマ性を共有した組織・団体による二次親水圏、及び、一次・二次親水圏による水辺利用の機会を通じて、市民的・イベント的な水辺利用による係わり方としての三次親水圏の存在が見出された。こうした水辺の社会実験の事業評価を踏まえ、①地域性を考慮した水辺の利用法、②地域内の連携体制のあり方、③背後地域との関係性の観点から、親水社会圏を考慮した上での水辺の市民開放に向けた要件を整理している。

第6章 結論：結論では、本論文の各章毎の研究成果を要約した後、序論に示した親水社会圏の概念及び水辺の市民開放の検討事項を踏まえ総括している。本論文では、全国各地で実施されてきている水辺の社会実験を対象とした調査を実施することで、各々の社会実験の場所性、空間特性、施設内容、機能・用途、事業スキーム、実施体制による組織・団体ごとの役割など、その実験に関する内容を詳細に整理している。そのため、こうした調査結果についても多くの知見が取り込まれており同様の社会実験に対して有益な資料的効果がある。本研究の成果は今後実施される水辺の社会実験に対して多くの計画的示唆を与えることが期待される。

このことから、本論文の提出者が自立して研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な能力及びその基礎となる豊かな学識を有していることを示すものである。

よって本論文は、博士(工学)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成28年2月18日